

佐世保市空家バンク協力事業者登録事務取扱要領

（趣旨）

第1条 佐世保市空家バンク要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に賛同し、空家の相談窓口の設置並びに空家等の所有者等及び利用希望者の依頼に基づき取引等を仲介、又は維持管理に資する事業を実施する事業者（以下「協力事業者」という。）の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

（協力事業者の登録要件）

第2条 協力事業者となることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。ただし、空家に関する活動を行う NPO 法人、一般社団法人その他の非営利団体（以下「NPO 法人等」という。）にあってはこの限りではない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 佐世保市と空家等の対策に関する協定を締結した協会等の登録事業者であること。ただし、空家の家財道具等の整理を行う事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者（ただし、古物営業に係る許可のみを受けている者にあっては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者を所有者等へ紹介し、又は斡旋することができる者に限る。））及び空家に関する活動を行う NPO 法人等にあってはこの限りではない。
- (4) 不動産仲介業においては、次に掲げる全ての要件を満たす者であること
 - イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であって、5年以上の実務があること。
 - ロ 一般社団法人長崎県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会に所属するもの。
- (5) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員ではないこと。

（協力事業者の募集）

第3条 市は、市のホームページ等により、要綱の趣旨に賛同する事業者を募集する。

（協力事業者の登録方法等）

第4条 協力事業者として登録を希望する事業者（以下「登録希望事業者」という。）は、佐世保市空家バンク協力事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

い。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは協力事業者としての登録の決定を、適当と認められないときは登録を行わない旨を、佐世保市空家バンク協力事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、登録希望事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録された協力事業者は、市のホームページ等により公表する。

（登録事項の変更及び取消の届出）

第5条 前条第2項の規定により登録された協力事業者は、当該登録内容に変更があったときは、佐世保市空家バンク協力事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により、当該登録を取り消すときは、佐世保市空家バンク協力事業者登録取消届出書（様式第4号）により遅延なくその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、佐世保市空家バンク協力事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該協力事業者に通知するものとする。

- (1) 前条に規定する登録取消届出書の提出があったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) 市長が協力事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、協力事業者に損害が発生した場合であっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（協力事業者の紹介）

第7条 市は、空家の所有者等並びに利用者等に対し、協力事業者の活用を推奨し、空家の所有者等並びに利用者等が協力事業者の紹介を希望する場合は、協力事業者の情報を提供するものとする。

（協力事業者の役割）

第8条 協力事業者は、空家の所有者等並びに利用者等の意向により、佐世保市空家バンク協力事業者登録申請書に記載した業務内容を行うものとする。

- 2 協力事業者は、市の依頼に基づき、要綱に基づく登録がされていない物件を、空家バンクに登録するよう物件の所有者に勧めることができるものとする。
- 3 協力事業者は、市又は空家の所有者等若しくは利用者等から、物件に関して支援を求められた場合は、特別の事情がない限り協力するものとする。

4 協力事業者は、空家の所有者等又は利用者等の依頼を受けて業務を行った場合、市に報告するものとする。

(協力事業者の責務等)

第9条 協力事業者は、次に掲げる事項を順守し、業務を行うものとする。

- (1) 空家の所有者等並びに利用者等の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応するものとする。
- (2) 業務等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、登録の事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

佐世保市長 様

（登録希望事業者）

所 在 地

事業者名

代表者名

佐世保市空家バンク協力事業者登録申請書

協力事業者として登録を希望しますので、佐世保市空家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

また、登録にあたり、佐世保市税等の納税状況及び申請の内容に関する調査、確認並びに登録希望事業者が所属する団体等に対して、佐世保市が意見聴取を行うことに同意します。

記

商号又は名称	
業務の内容	
各種許可番号	
所属団体	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
ホームページ	
その他特記事項	

添付書類

（共通）

- ・登録する業務の内容が分かるもの
- ・事業実績（様式不問）

（不動産仲介業のみ）

- ・宅地建物取引業者免許証（写）

以上

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

（登録希望事業者）様

佐世保市長

佐世保市空家バンク協力事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった協力事業者登録について、下記のとおり（登録・却下）したので、佐世保市空家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

登録番号	第 号
登録日	年 月 日
却下理由	

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐世保市長 様

（登録希望事業者）

所 在 地

事業者名

代表者名

佐世保市空家バンク協力事業者登録事項変更届出書

協力事業者の登録事項について、下記のとおり変更があったので、佐世保市空家バンク
協力事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更前	変更後

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐世保市長 様

(登録希望事業者)
所 在 地
事業者名
代表者名

佐世保市空家バンク協力事業者登録取消届出書

協力事業者の登録を下記のとおり取り消したいので、佐世保市空家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

登録番号	第 号
取消理由	

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

（協力事業者）様

佐世保市長

佐世保市空家バンク協力事業者登録取消通知書

下記のとおり協力事業者としての登録を取り消したので、佐世保市空家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 6 条の規定により通知します。

記

登録番号	第 号
取消日	年 月 日
取消理由	